

五本松小学校放課後児童クラブ 保護者会規約

(名称)

第1条 この会は、五本松小学校放課後児童クラブ保護者会という。

(目的)

第2条 この会は、五本松小学校放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）において、全児童が平等に保育を受けられ、安全に楽しい時間が過ごせることを目的とし、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）と協力し、以下の活動を行う。

- (1) クラブの運営および管理への参加、支援
- (2) クラブが実施する事業活動（イベントおよび企画など）への参加および支援
- (3) 関係する各種団体との連携
- (4) その他この会において必要とするもの（イベントなど）

(会員)

第3条 この会は、クラブに入会した児童（短期入会および休会中も含む）の保護者を会員とする。

(会員の責務)

第4条 会員は、以下のとおりこの会の運営に参加・協力するように努めなければならない。

- (1) 総会に出席すること
- (2) クラブの発展の為にこの会の活動に積極的に参加すること。
- (3) 会費を納入すること。なお、会費を支払わない会員については、この会の運営する事業（イベント等）へ参加できない場合がある。

(総会)

第5条 総会は、会員全員で構成し、次の事項を審議し、決定する。ただし、緊急の場合は、役員会により決定し、事後に総会の承認を得るものとする。

- (1) 事業計画および予算に関すること
- (2) 事業報告および決算に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) 規約の改廃に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

2. 総会は、総会員の過半数の出席により成立する。

3. 総会の決議は、総会員の過半数の賛成をもって行う。

4. 総会は、毎年4月に定時総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

5. 臨時総会は、開催に代えて、書面もしくはメールシステムにより審議事項を提案し、総会員の過半数の賛成により決議することができる。

(役員)

第6条 この会には、以下の役員を置く。

- (1) 会長…この会を代表し、会務を総括する。また、総会および役員会を招集し、議長となる。
- (2) 副会長…会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けるときは、その職務を代行する。そのほか、年度末の会計監査を行う。
- (3) 書記…この会の事務処理にあたる。(書記を置かず、副会長が兼任する場合がある。)
- (4) 会計…この会の経理にあたる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任については、以下のとおりとする。

- (1) 定時総会において会員の互選により選任する。
- (2) 年度途中で退会等により、役員が減少した場合は、臨時総会において補充選任することができる。
- (3) 原則として未経験者より選出されるものとする。なお、経験者の立候補による再任は妨げない。
- (4) 兄弟姉妹のいずれかの児童で1回のみを選出を原則とする。ただし、児童減少による会員減少で役員を選出が困難な場合は、再度役員を選出対象となることがある。
- (5) 退会等により、役員を任期中に中途退任した場合は、再度役員を選出対象となる。

2. 選任された役員は、互選により、その役職(会長、副会長、書記および会計)を決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、翌年の定時総会までとする。なお、臨時会において補充選任された役員任期は、選任後最初の定時総会までとする。

(役員会)

第9条 役員会は、役員全員で構成し、会務を協議し執行する。また、必要に応じて規約の見直しを検討する。

(会費)

第10条 この会の運営は、会費・寄付金による。会費は、児童1人つき、年額3000円とする。

2. 春休み、夏休み、冬休みその他の3か月以内の一時利用の場合(以下「短期」という)は、会費は1000円とする。なお、一年度中に複数回短期利用する場合は、入会の都度会費を納めるものとする。ただし、会費の上限は年額3000円とする。
3. 退会後の再入会(短期を含む)、短期利用後の通年入会の場合も、会費の上限は年額3000

円とする。

(会費の納付及び返金)

第11条 会費は、原則毎年4月の定時総会で年額を納めるものとする。ただし、年度途中での入会等の場合は、指定された期日までに支払うこととする。

2. 会費の納付は、銀行振り込みによることもできる。ただし、銀行振り込みの場合は、領収証は発行しない。

3. クラブを退会・休会する場合でも、会費は返金しない。

(規約の改定)

第12条 規約の改定は、役員会で審議し、総会の承認を得る。また、この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(補足)

振込口座のご案内

■銀行名及び支店名：千葉銀行 鎌ヶ谷支店（店番：043）

■口座名義：どろんこクラブ

■口座種別：普通

■口座番号：3555197

(※振込手数料は自己負担でお願いします。)

(附 則)

この規約は平成29年4月1日から施行する。なお、今後の改廃については、附則として改定時期を記録すること。

(附 則)

この規約は平成30年8月1日から施行する。

(附 則)

この規約は平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は令和2年3月1日から施行する。

(附 則)

この規約は令和2年4月20日から施行する。